

証券コード 2338
2024年5月14日
(電子提供措置の開始日2024年5月8日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段北一丁目10番9号
クオンタムソリューションズ株式会社
代表取締役 マーク ピンク

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.quantum-s.co.jp/jp/news/ir>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月30日(木曜日)午前10時 (受付開始午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階 霧島の間

3. 目的事項
報告事項

1. 第25期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

# 第25期 事業報告

(自 2023年3月1日)  
(至 2024年2月29日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響が収まり、日経平均株価が平成バブル前の最高値を超えるなど、緩やかな持ち直しの傾向が見えてまいりました。しかしながら、その一方で、円安に起因する輸入価格高騰による物価上昇や、ゼロ金利解除など金融市場の変動等の下振れリスクが懸念されるなど、経済環境は、先行き不透明な状況で推移しております。

このような環境の下、当連結会計年度につきましては、売上高205百万円（前期比22.3%減）、営業損失942百万円（前期は営業損失394百万円）となりました。経常損失は783百万円（前期は経常損失156百万円）となり、出資株式の減損損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は902百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失954百万円）となりました。

セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。（セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。）

#### （システムソリューション事業）

当事業におきましては、第3四半期連結累計期間より5G技術とAI技術を融合した関連事業としてのAI関連事業の展開を準備しております。その一環として、2023年7月にCompass Cloud Technology Pte. Ltd.（以下「Compass Cloud」という。）との合弁会社としてコンパスクラウド AI ジャパン株式会社を設立し、同社において、Compass Cloudの開発した計算効率に優れ、消費電力やサイズで他社製品に比較優位性のあるARMベースのエッジ・サービス・ハードウェアを利用し、AI、エッジコンピューティング、クラウドストレージ、クラウドゲーミング、デジタルツイン事業（AIGC事業という）を日本で展開していく予定です。

さらに、現在、大規模言語モデルを活用したいわゆる生成型AIの開発が爆発的に進んできており、使用されるGPUの市場規模が急速に拡大しているため、2023年9月に当社はKAYTUS SINGAPORE PTE. LTD.（以下「KAYTUS社」という。）と販売代理店契約を締結し、AI開発向けGPUサーバーの販売を開始しております。本事業は現在、当初計画からすると期ずればしておりますが、予定通り進んでおり、KAYTUS社から高性能GPUサーバーを調達して検索エンジン大手企業を含んだ販売先への提供開始に向けて調整中です。

又、2023年12月にJP GAMES 株式会社と資本業務提携契約を締結し、翌2024年1月に同社株式2.5%を取得すると共に、同社が開発するゲームプロジェクトの権

利を取得するなど、AI関連事業の更なる展開を図っております。

以上のようにAI関連事業を展開しており、GPUサーバーなどの販売に関しては幾つかの取引契約締結に至っておりますが、取引が期中には完了していないことから、当連結会計年度においては、大きな実績には結びついていない状況です。

その結果、売上高は26百万円（前期比55.2%減）、売上構成比は12.8%（前期売上構成比22.1%）となりました。セグメント損失（営業損失）は158百万円（前年同期は191百万円のセグメント損失）となり、前年と比べ32百万円の赤字幅縮小となりました。

#### （アイラッシュケア事業）

当事業におきましては、サロン部門において、当連結会計年度中に1店舗閉店（新宿マルイ店：2023年11月）したものの他店舗の顧客数の伸びにより売上高減少を小幅に抑えました。

また、商材部門においては、引き続き競合他社の参入並びに低価格商材の増加、既存客の購入件数が減少するなどにより顧客単価が低下し、計画を下回る水準となっております。その結果、売上高は179百万円（前期比13.0%減）、セグメント損失（営業損失）は21百万円（前期は54百万円の営業損失）となり、前連結会計年度と比べ32百万円の赤字幅縮小となりました。

## （2）重要な設備投資等の状況

該当事項はありません。

## （3）重要な資金調達状況

2023年4月及び11月に第11回新株予約権の行使があり、616百万円の資金調達をしております。

## （4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## （5）対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失が発生したことに加え、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。当連結会計年度におきましても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは当

該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

当社グループは、当連結会計年度において、早期黒字化のために、システムソリューション事業においてAI等関連事業の上げを目標といたしました。当連結会計年度中、AI等関連事業の一環として、1)AI、エッジコンピューティング、クラウドストレージ、クラウドゲーミング、デジタルツイン事業（以下、AIソリューション事業という）、2)GPUサーバー販売事業、3)ゲーム開発事業を立ち上げました。

この結果、1)AIソリューション事業においては、AIアバター(株)を立ち上げ次期会計年度において売上計上を計画しております。2)GPUサーバー販売事業では、当期の営業成果が次期会計年度に実現し大幅な黒字を計上予定で、黒字転換の柱となります。3)ゲーム開発事業は、次期第1四半期中にデモ機が完成し、本格的な開発に向けた資金調達プランを検討して参ります。

アイラッシュケア事業では、事業環境に対応した規模の最適化諸施策が奏功し、部門黒字転換が見込める状況となっております。

これら今後必要となる事業資金の確保については、資金調達で得た資金や手元資金のほか、必要に応じて新たな資金調達を検討することで対応してまいります。

また、これらの対応策の実現可能性は、市場の状況、需要動向、他社との競合等の影響による成果を負っており、新株予約権者や投資家のご意向や事業計画の達成如何にも左右されるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を反映しておりません。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区 分         | 第22期<br>2021年2月期 | 第23期<br>2022年2月期 | 第24期<br>2023年2月期 | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>2024年2月期 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)   | 245,497          | 256,515          | 264,289          | 205,244                       |
| 経 常 損 失(千円) | 377,323          | 311,680          | 156,542          | 783,012                       |

|                     |           |           |         |           |
|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 親会社株主に帰属する当期純損失(千円) | 392,119   | 280,877   | 954,364 | 902,416   |
| 1株当たり当期純損失(円)       | 12.13     | 8.26      | 25.41   | 21.67     |
| 総 資 産(千円)           | 1,011,099 | 1,083,812 | 468,701 | 1,149,931 |
| 純 資 産(千円)           | 673,111   | 1,011,132 | 396,657 | 18,109    |
| 1株当たり純資産額(円)        | 17.75     | 25.15     | 7.01    | △3.48     |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)の適用に伴い第24期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値です。
2. 当社は、2024年3月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金       | 議決権の比率 | 主な事業内容        |
|-----------------------------|-----------|--------|---------------|
| 株式会社ビットワン                   | 135,000千円 | 100.0% | —             |
| 株式会社プロケアラボ                  | 60,265千円  | 100.0% | アイラッシュケア事業    |
| 株式会社クロスワン                   | 10,000千円  | 100.0% | システムソリューション事業 |
| コンパスクラウドAIジャパン株式会社          | 10,000千円  | 50.0%  |               |
| FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. | 1シンガポールドル | 100.0% |               |
| Quantum Automotive Limited  | 400万香港ドル  | 100.0% |               |
| Quantum FOMM Limited        | 1.1万香港ドル  | 66.7%  |               |
| GPT Pals Studio Limited     | 16万香港ドル   | 50.0%  |               |

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容(2024年2月29日現在)

| 事業区分 | 主要サービス |
|------|--------|
|------|--------|

|               |                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------|
| システムソリューション事業 | 電気自動車（EV）関連サービス、コンサルティング、システムインテグレーション、ソフトウェア開発、ソフトウェアプロダクト販売、 |
| アイラッシュケア事業    | まつげエクステンションサロン運営、まつげエクステンションスクール運営、化粧品の販売                      |

### (9) 主要な営業所（2024年2月29日現在）

① 本社 東京都千代田区九段北一丁目10番9号

② 子会社

株式会社ビットワン

東京都千代田区

株式会社プロケアラボ

東京都千代田区

株式会社クロスワン

東京都千代田区

コンパスクラウドAIジャパン株式会社

東京都千代田区

FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.

シンガポール

Quantum Automotive Limited

中国・香港

Quantum FOMM Limited

中国・香港

GPT Pals Studio Limited

中国・香港

### (10) 従業員の状況（2024年2月29日現在）

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 45名  | 3名増         |

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|------|--------|
| 10名  | 7名増       | 39歳  | 1年未満   |

### (11) 主要な借入先

該当事項はありません。

### (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2024年2月29日現在）

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数      | 54,148,500株 |
| (2) 発行済株式の総数      | 14,536,531株 |
| (3) 株主数           | 3,950名      |
| (4) 大株主の状況（上位10名） |             |

| 株 主 名                                                                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| FIRST LINK INC LIMITED                                                        | 3,111,074株 | 21.4%   |
| KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT                                               | 2,637,209株 | 18.1%   |
| 劉央(LIU YANG)                                                                  | 1,672,300株 | 11.5%   |
| SCBHK ACEVERBRIGHT SECURITIES INVESTMENT SERVICES (HK) LIMITED-CLIENT AC      | 1,666,700株 | 11.4%   |
| OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT                                | 924,300株   | 6.3%    |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED | 555,200株   | 3.8%    |
| INTERACTIVE BROKER S LLC                                                      | 328,500株   | 2.2%    |
| HAITONG INT SEC-CL AC-10 (PERCENTAGE)                                         | 300,000株   | 2.0%    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                                   | 153,000株   | 1.0%    |
| 吉田 恵実                                                                         | 114,400株   | 0.7%    |

(注) 1. 当社は、自己株式38,599株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. FIRST LINK INC LIMITED及び、劉央については株主名簿上の名称と異なりますが、特に実質株主として把握していることにより記載しております。

3. 2023年11月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてChan Allieが2023年11月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。



| 氏名又は名称     | 保有株券等の数    | 株券等保有割合 |
|------------|------------|---------|
| Chan Allie | 1,290,000株 | 9.4%    |

4. 2023年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてSHARP EDGE VENTURES LIMITEDが2023年4月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

| 氏名又は名称                      | 保有株券等の数    | 株券等保有割合 |
|-----------------------------|------------|---------|
| SHARP EDGE VENTURES LIMITED | 1,481,900株 | 10.9%   |

5. 当社は2024年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を基準として記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
2020年7月10日開催の取締役会の決議によるもの

(2024年2月29日現在)

- ・新株予約権の数 2,775個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 277,500株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使期間 2022年7月11日から2030年7月10日まで
- ・当社役員の保有状況

|                      | 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数 | 保有者数 |
|----------------------|---------|---------------|------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 2,700個  | 普通株式 270,000株 | 2名   |
| 社外取締役（監査等委員を除く）      | -       | -             | -    |
| 取締役（監査等委員）           | 75個     | 普通株式 7,500株   | 1名   |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 会社における地位   | 氏名                  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                |
|------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役      | Mark Pink           | (株)ビットワン 代表取締役<br>(株)クロスワン 代表取締役                                                                                                                                            |
| 取締役        | 邵 贇                 | (株)プロケアラボ 代表取締役                                                                                                                                                             |
| 取締役        | 三 牧 博 至             |                                                                                                                                                                             |
| 取締役        | TUNG CHUN FAI       | FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. Director<br>Quantum Automotive Limited Director<br>Quantum FOMM Limited Director<br>コンパスクラウドAIジャパン(株) 代表取締役<br>GPT Pals Studio Limited Director |
| 取締役        | NEIL ADAM NASTANSKI | Woodlands Investment Partners, Limited<br>Founder/CIO                                                                                                                       |
| 取締役（監査等委員） | 荒井裕樹                | Wealth Management法律事務所 代表弁護士<br>Wealth Management(株) 代表取締役                                                                                                                  |

|            |         |                   |
|------------|---------|-------------------|
| 取締役（監査等委員） | 石川 和 男  | NPO法人社会保障経済研究所 代表 |
| 取締役（監査等委員） | 大 下 良 仁 |                   |

- (注) 1. 取締役NEIL ADAM NASTANSKI氏、荒井裕樹氏、石川和男氏及び大下良仁氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、荒井裕樹氏、石川和男氏、大下良仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2023年5月31日開催の第24回定時株主総会において取締役にMark Pink氏、三牧博至氏が新たに選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名   | 退任時の地位 | 退任年月日      |
|-------|--------|------------|
| 村山 雅経 | 取締役    | 2023年5月31日 |

6. 2024年3月14日開催の臨時株主総会において取締役に田畑端氏、福田祐士氏、日笠真木哉氏が新たに選任され、就任いたしました。同日、邵賛氏、石川和男氏、大下良仁氏は退任いたしました。また、同日、取締役の三牧博至氏は、取締役を退任し、常勤の監査等委員に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査等委員である取締役全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項で定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び取締役（監査等委員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ①報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決議を、社外取締役による確認を経て、2023年5月31日開催の当社取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第17回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第17回定時株主総会において年額10百万円以内、また、ストックオプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

各取締役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲内で、取締役会において取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との均衡、役職など、報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を考慮の上で決定しております。

## ②取締役の報酬等の総額等

| 区分                           | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |                    | 支給人員       |
|------------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|------------|
|                              |                      | 固定報酬<br>(金銭)         | ストックオプション<br>(非金銭) |            |
| 取締役<br>監査等委員を除く<br>(うち社外取締役) | 21,630千円<br>(一十千円)   | 21,630千円<br>(一十千円)   | 一十千円<br>(一十千円)     | 4名<br>(一名) |
| 監査等委員である<br>取締役<br>(うち社外取締役) | 7,200千円<br>(七,200千円) | 7,200千円<br>(七,200千円) | 一十千円<br>(一十千円)     | 3名<br>(三名) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬型ストックオプションを交付しております。当該株式報酬型ストックオプションの内容および交付状況は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

| 区分             | 氏名                     | 兼職先                                                          | 兼職内容                        | 当該兼職先との関係                 |
|----------------|------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 取締役            | NEIL ADAM<br>NASTANSKI | Woodlands Investment<br>Partners, Limited                    | Founder/CIO                 | 当社と兼職先の間に<br>重要な取引はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 荒井裕樹                   | Wealth Management法律事<br>務所<br>Wealth Management(株)           | 代表弁護士・<br>代表取締役             | 当社と兼職先の間に<br>重要な取引はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 石川和男                   | NPO法人社会保障経済研究<br>所                                           | 代表                          | 当社と兼職先の間に<br>重要な取引はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 大下良仁                   | 弁護士法人琴平総合法律<br>事務所<br>(株)ヒューマンクリエー<br>ションホールディングス<br>太洋物産(株) | 弁護士<br><br>監査役<br><br>社外取締役 | 当社と兼職先の間に<br>重要な取引はありません。 |

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名                    | 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                     |
|------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役            | NEIL ADAM<br>NASTANSKI | 当期開催の取締役会34回のうち30回に出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。                             |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 荒 井 裕 樹                | 当期開催の取締役会34回のうち21回に出席し、また、当期開催の監査等委員会5回開催のうち5回に出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 石 川 和 男                | 当期開催の取締役会34回のうち16回に出席し、また、当期開催の監査等委員会5回開催のうち5回に出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 大 下 良 仁                | 当期開催の取締役会34回のうち24回に出席し、また、当期開催の監査等委員会5回開催のうち5回に出席し、必要に応じ適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称 監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありましたフロンティア監査法人は、2023年5月31日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### ② 報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるQuantum Automotive Limited、Quantum FOMM Limitedは、当社の会計監査人以外による監査を受けております。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人アリアは、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度となります。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査等委員全員の同意による監査等委員会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員が法令、定款及び社内規程を遵守し、誠実に行動し、業務遂行するために、取締役会は全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。
- ロ. コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。
- ハ. コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき、教育・研修会を適宜開催する。
- ニ. 当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会に通報する制度を設ける。
- ホ. 当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報の記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直し、改善を図る。
- ロ. 取締役、監査等委員である取締役及び会計監査人から閲覧要請があった場合は、速やかに対応する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社のリスク管理は、社長が対策責任者となる担当取締役を任命し、必要に応じ委員会やプロジェクトチームを設置しリスクを管理する。経営上のリスクを総合的に分析、把握を行い、顧問弁護士等外部アドバイザーと共に対応を行い、そのリスクの軽減に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適宜開催し、取締役会規程に基づく職務権限及び意思決定に適正かつ効率的に職務を執行することとする。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
イ、当社の子会社については、グループ運営体制を整備すると共にグループ管理体制を構築し、グループ会社に対して監査及び経営指導を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。  
ロ、主要な子会社の取締役又は取締役である監査等委員は当社から派遣し、法令及び社内規程に基づき、経営管理、経営指導にあたる。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保するための体制  
イ、監査等委員会が監査職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、適切な人材を配置する。  
ロ、監査職務を補助すべき使用人は監査等委員からの指揮・命令に関して、監査等委員でない取締役等の指揮・命令を受けないものとする。  
ハ、当該使用人は取締役から独立して機能し、人事考課、人事異動は監査等委員会の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
イ、各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、経営会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べる事が出来る。  
ロ、取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重



大な法令違反または定款違反の事実が発生したときは直ちに監査等委員会へ報告する。

ハ、監査等委員会への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する体制

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ、取締役は、監査等委員会の職務執行にあたり、監査等委員会が必要と認めるときは、監査法人、顧問弁護士等と緊密な連携を図ることが出来る環境を整備する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成し、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定をするとともに、業務執行の決定、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。また、社外取締役は独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行い、適宜、意見を

述べております。

② 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、監査を実施するとともに、取締役会の他、重要な会議にも参加し、取締役の職務執行に適切な監視をできる体制をとっております。会計監査人とも連携し、内部統制の整備運用状況や会計監査についても意見交換を行っております。

③ グループ管理体制

子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の監督実施を行い、子会社の取締役が、当社の取締役会及び経営会議に出席し、子会社の職務執行状況について報告を行っております。

④ コンプライアンスの状況

「クオンタムソリューションズ会社企業倫理法令遵守規範」やその他の社内規則・規程は、常に社内で閲覧可能な状態にあり、法令遵守した適正な業務活動を行うよう、すべての新入社員及び中途採用社員に対して教育指導等を実施いたしました。

また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、当社は「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

⑤ リスク管理体制

「リスク管理規程」を定め、必要に応じて「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行っております。

また、重大な危機が生じた場合には、社長を統括責任者とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行するものとしております。

⑥ 内部監査の実施について

内部監査担当チームが作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

~~~~~

(注) この事業報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 1,119,683 | 流 動 負 債 | 1,131,752 |
| 現金及び預金 | 137,107 | 買掛金 | 484,897 |
| 売掛金 | 11,409 | 未払金 | 31,258 |
| 商品 | 523,677 | 未払法人税等 | 2,510 |
| 前渡金 | 416,830 | 前受金 | 591,340 |
| 未収入金 | 169 | 預り金 | 1,910 |
| その他 | 36,518 | その他 | 19,835 |
| 貸倒引当金 | △6,029 | 固 定 負 債 | 69 |
| | | その他 | 69 |
| | | 負 債 合 計 | 1,131,821 |
| 固 定 資 産 | 30,248 | 純 資 産 の 部 | |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,636 | 株 主 資 本 | 140,595 |
| 工具、器具及び備品 | 1,636 | 資 本 金 | 3,268,604 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,713 | 資 本 剰 余 金 | 2,851,419 |
| ソフトウェア | 2,713 | 利 益 剰 余 金 | △5,920,229 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 25,897 | 自 己 株 式 | △59,198 |
| 差入保証金 | 25,877 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | △292,001 |
| 長期貸付金 | 25,000 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △292,001 |
| 長期立替金 | 657,417 | 新 株 予 約 権 | 168,087 |
| その他 | 20 | 非 支 配 株 主 持 分 | 1,427 |
| 貸倒引当金 | △682,417 | 純 資 産 合 計 | 18,109 |
| 資 産 合 計 | 1,149,931 | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,149,931 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年3月1日
至 2024年2月29日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 205,244 |
| 売 上 原 価 | | 65,934 |
| 売 上 総 利 益 | | 139,309 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,081,359 |
| 営 業 損 失 | | 942,049 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 615 | |
| 助 成 金 収 入 | 1,655 | |
| 為 替 差 益 | 157,384 | |
| そ の 他 | 1,289 | 160,945 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 株 式 交 付 費 | 1,904 | |
| そ の 他 | 4 | 1,908 |
| 経 常 損 失 | | 783,012 |
| 特 別 損 失 | | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 122,499 | 122,499 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | | 905,512 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,916 |
| 当 期 純 損 失 | | 907,428 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | | 5,012 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | | 902,416 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2023年3月1日）
（至 2024年2月29日）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|---------|----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 2,954,572 | 2,537,386 | △5,017,813 | △59,086 | 415,059 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 314,032 | 314,032 | | | 628,065 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | △902,416 | | △902,416 |
| 自己株式の取得 | | | | △112 | △112 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | 314,032 | 314,032 | △902,416 | △112 | △274,463 |
| 当連結会計年度期末残高 | 3,268,604 | 2,851,419 | △5,920,229 | △59,198 | 140,595 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|---------------|---------|---------|----------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当連結会計年度期首残高 | △131,031 | △131,031 | 112,629 | - | 396,657 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | | 628,065 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | | | △902,416 |
| 自己株式の取得 | | | | | △112 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △160,970 | △160,970 | 55,458 | 1,427 | △104,084 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △160,970 | △160,970 | 55,458 | 1,427 | △378,547 |
| 当連結会計年度期末残高 | △292,001 | △292,001 | 168,087 | 1,427 | 18,109 |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度におきまして営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなりました。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

システムソリューション事業においては、AI等関連事業の進展を図って参ります。当連結会計年度中、AI等関連事業の一環として、1)AI、エッジコンピューティング、クラウドストレージ、クラウドゲーミング、デジタルツイン事業（以下、AIGC事業）、2)GPUサーバー販売事業、3)ゲーム開発事業の3事業を立ち上げました。

この結果、1)AIGC事業においては、AIアバター(株)を立ち上げ、次期会計年度において売上計上を計画しております。2)GPUサーバー販売事業では、当期の営業努力の結果が次期会計年度に実現し大幅な黒字を計上予定で、黒字転換の柱となります。3)ゲーム開発事業は、次期第1四半期中にデモ機が完成し、本格的な開発に向けた資金調達プランを検討して参ります。

また、同2023年7月に「第三者割当による第12回新株予約権の発行に関するお知らせ」で開示したように、AI生成コンテンツ（以下「AIGC」といいます。）事業を具体的かつ相応の速度で進めるため、新株予約権発行による資金調達を行いました。これに加え、2023年12月にJP Games社と資本業務提携を実現し、本格的なゲーム開発に向けた事業計画を検討してまいります。

アイラッシュケア事業では、事業環境に対応した規模の最適化諸施策が奏功し、部門黒字転換が見込める状況となっております。

AIGC事業については、第12回新株予約権により、資金調達の見通しがついておりますが、それ以外に関して、今後必要となる事業資金の確保については、資金調達で得た資金や手元資金の他、必要に応じた新たな資金調達を検討することで対応してまいります。

しかし、これらの対応策の実現可能性は、市場の状況、需要動向、他社との競合等の影響を受けるほか、新株予約権者や投資家の御意向や事業計画の達成如何にも左右されるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 8社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社ビットワン 株式会社プロケアラボ 株式会社クロスワン コンパスクラウドAIジャパン株式会社 FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. Quantum Automotive Limited Quantum FOMM Limited GPT Pals Studio Limited |

コンパスクラウドAIジャパン株式会社及びGPT Pals Studio Limitedは、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

- (2) 非連結子会社の数
該当事項はありません。
- (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。
- (4) 支配が一時的であることを認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.の決算日は、12月31日であり
ます。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日と
の間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

[その他有価証券]

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

[商品]

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法を採用しておりま
す。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ
り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不
能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 機器販売事業

機器販売事業においては、主としてGPU関連の機器の販売を行っており、顧客との契約に基づいて、機器を引き渡す義務を負っております。機器の調整及び稼働状況を確認、顧客が検収した時点において支配が移転し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。顧客への財の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該関係取引が完全に終了した時点で、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

② コンテンツ制作事業

コンテンツ制作事業においては、主に顧客からの委託に基づく受託開発業務を行っており、顧客仕様に基づいたデジタルコンテンツ等の成果物を制作し引き渡す義務を負っております。開発作業の進捗に伴い履行義務が充足されるため、合理的に当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。

③ サロン事業

サロン事業においては、主としてまつ毛エクステサロン等の店舗運営によるサービスの提供を行っております。サービスの提供による収益は、顧客からの注文に基づくサービスの提供であり、顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

④ 商材販売事業

商材の販売に係る収益は、主にインターネットによる販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

⑤ ロイヤリティ事業

ロイヤリティ事業に係る収益は、当社グループが顧客に当社商標の利用許諾を行い、顧客が顧客の製品に当社グループの当該商標を付して当該製品を最終消費者に販売することにより計上されます。当社グループは、顧客に当社グループ商標の利用許諾を行うことを履行義務として認識しており、顧客が最終消費者に製品を販売した時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用（株式交付費）は支出時に全額費用処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 業務提携先に対する融資の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

| | |
|-----------|------------|
| 長期貸付金 | 25,000千円 |
| 長期立替金 | 657,417千円 |
| 貸倒引当金(固定) | △682,417千円 |
| 貸倒引当金繰入 | 4,928千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当社グループの業務提携先の融資について、融資先のビジネスプランが当初計画と大きく乖離していたこと、また融資先の財政状態及び経営成績の悪化が著しいことから、過年度より貸倒引当金を計上しております。また、今後の融資先の財政状態の変化により、実際に発生した回収不能金額が見積り額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 410千円
2. 契約負債残高 591,340千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

普通株式 14,536,531株

- (注)1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、999,400株増加しております。
2. 当社は2024年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,837,500株

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数（株） |
|-----------|------------|--------------|
| 第10回新株予約権 | 普通株式 | 277,500 |
| 第12回新株予約権 | 普通株式 | 6,560,000 |
| 合計 | | 6,837,500 |

（注） 当社は2024年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を基準として記載しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用について安全性の高い金融資産を対象に行っております。資金については主に増資により資金を調達しております。デリバティブ取引等投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクを伴いますが、取引相手ごとに入金管理及び未収残高管理をすることによって、回収懸念の早期把握を実施し、リスク軽減を図っております。

未収入金は、営業取引以外の取引で取引先に対して発生した債権であり、取引先の信用リスクを伴います。

長期貸付金は、取引先に対して貸し付けているものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に建物賃貸時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

長期立替金は、取引先に対して支出しているものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、資金調達に係る流動性リスクが伴いますが、当社グループでは各社が月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券に関して、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握するように努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「差入保証金」の連結貸借対照表計上額と連結貸借対照表における「差入保証金」との差額は、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

また、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

| | 連結貸借対照表 計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-----------|--------------------|--------|--------|
| (1) 長期貸付金 | 25,000 | | |
| 貸倒引当金（※1） | △25,000 | | |
| | - | - | - |
| (2) 差入保証金 | 25,784 | 25,299 | △485 |
| (3) 長期立替金 | 657,417 | | |
| 貸倒引当金（※2） | △657,417 | | |
| | - | - | - |
| 資産計 | 25,784 | 25,299 | △485 |

（※1） 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 長期立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期貸付金 | - | - | - | - |
| 差入保証金 | - | 25,299 | - | 25,299 |
| 長期立替金 | - | - | - | - |
| 資産計 | - | 25,299 | - | 25,299 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金及び長期立替金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としているため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | 合計 |
|---------------|---------------|------------|---------|
| | システムソリューション事業 | アイラッシュケア事業 | |
| 機器販売 | 24,000 | - | 24,000 |
| サロン | - | 132,363 | 132,363 |
| 商材販売 | - | 44,019 | 44,019 |
| ロイヤリティ | - | 2,576 | 2,576 |
| コンテンツ制作 | 2,200 | - | 2,200 |
| その他 | - | 85 | 85 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 26,200 | 179,044 | 205,244 |
| その他収益 | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 26,200 | 179,044 | 205,244 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|------|------|---------|
| 契約資産 | - | - |
| 契約負債 | - | 591,340 |

当連結会計年度において、契約負債が591,340千円増加した主な理由は、顧客への財の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引のうち、当該関係取引が完全に終了していないため、収益を認識していない機器販売取引が発生したことによるものです。

なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分された取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 △3円48銭
2. 1株当たり当期純損失 21円67銭

(注)当社は、2024年3月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2024年1月19日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上し、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年2月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 14,536,531株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 29,073,062株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 43,609,593株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 162,445,500株 |

(3) 日程

| | |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2024年2月15日 |
| 基準日 | 2024年2月29日 |
| 効力発生日 | 2024年3月1日 |

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月24日

クオンタムソリューションズ株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊

業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クオンタムソリューションズ株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クオンタムソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかの注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月25日

クオンタムソリューションズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 三 牧 博 至 ⑩

監査等委員 荒 井 裕 樹 ⑩

監査等委員 日 笠 真木哉 ⑩

（注） 監査等委員荒井裕樹、日笠真木哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 989,142 | 流 動 負 債 | 1,131,742 |
| 現金及び預金 | 37,082 | 買掛金 | 483,683 |
| 売掛金 | 4,400 | 未払金 | 44,625 |
| 商品 | 498,392 | 一年内返済予定の長期借入金 | 7,600 |
| 前渡金 | 416,830 | 未払法人税等 | 1,210 |
| 短期貸付金 | 9,572 | 前受金 | 579,480 |
| その他の | 31,633 | 預り金 | 755 |
| 貸倒引当金 | △8,768 | その他 | 14,387 |
| | | 負債合計 | 1,131,742 |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| 固 定 資 産 | 154,174 | 株 主 資 本 | △156,512 |
| 投資その他の資産 | 154,174 | 資本金 | 3,268,604 |
| 関係会社株式 | 121,027 | 資本剰余金 | 2,860,629 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,855,571 | 資本準備金 | 2,284,804 |
| 長期貸付金 | 25,000 | その他資本剰余金 | 575,824 |
| 関係会社長期未収入金 | 85,452 | 利益剰余金 | △6,226,547 |
| 差入保証金 | 9,294 | その他利益剰余金 | △6,226,547 |
| その他 | 10 | 繰越利益剰余金 | △6,226,547 |
| 貸倒引当金 | △1,885,501 | 自己株式 | △59,198 |
| 投資損失引当金 | △56,679 | 新株予約権 | 168,087 |
| | | 純資産合計 | 11,575 |
| 資産合計 | 1,143,317 | 負債純資産合計 | 1,143,317 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年3月1日
至 2024年2月29日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高 | | 60,000 |
| 売 上 原 価 | | 19,500 |
| 売 上 総 利 益 | | 40,500 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 860,399 |
| 営 業 損 失 | | 819,899 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 441 | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 30,650 | |
| 雑 収 入 | 1,686 | 32,778 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 258 | |
| 為 替 差 損 | 4,122 | |
| 雑 損 失 | 1,908 | 6,289 |
| 経 常 損 失 | | 793,410 |
| 特 別 損 失 | | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 122,499 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 4,999 | |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 56,679 | 184,179 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 977,589 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,211 |
| 当 期 純 損 失 | | 978,801 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2023年3月1日）
（至 2024年2月29日）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,954,572 | 1,970,772 | 575,824 | 2,546,596 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 314,032 | 314,032 | | 314,032 |
| 当期純損失（△） | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 314,032 | 314,032 | - | 314,032 |
| 当期末残高 | 3,268,604 | 2,284,804 | 575,824 | 2,860,629 |

| | 株 主 資 本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|----------|---------|----------|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | △5,247,746 | △5,247,746 | △59,086 | 194,335 | 112,629 | 306,964 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | 628,065 | | 628,065 |
| 当期純損失（△） | △978,801 | △978,801 | | △978,801 | | △978,801 |
| 自己株式の取得 | | | △112 | △112 | | △112 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | 55,458 | 55,458 |
| 当期変動額合計 | △978,801 | △978,801 | △112 | △350,848 | 55,458 | △295,389 |
| 当期末残高 | △6,226,547 | △6,226,547 | △59,198 | △156,512 | 168,087 | 11,575 |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度において営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。当事業年度におきましても、引き続き営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社は当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

当社グループ子会社にて行っている事業の早期黒字化を目指して経営指導の徹底と必要資金の供給を行ってまいります。

これら今後必要となる事業資金の確保については、資金調達で得た資金や手元資金のほか、必要に応じて新たな資金調達を検討することで対応してまいります。

しかし、これらの対応策の実現可能性は、市場の状況、需要動向、他社との競合等の影響による成果に依っており、新株予約権者や投資家のご意向や事業計画の達成如何にも左右されるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、その財政状態を勘案し、必要額を計上しています。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 機器販売事業

機器販売事業においては、主としてGPU関連の機器の販売を行っており、顧客との契約に基づいて、機器を引き渡す義務を負っております。機器の調整及び稼働状況を確認、顧客が検収した時点において支配が移転し、履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該関係取引が完全に終了した時点で、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

(2) 経営指導料

連結子会社から受け取る経営指導料です。経営指導料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 繰延資産の処理方法

新株発行費用（株式交付費）は発生時に全額費用処理しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社等に対する融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

| | |
|-----------|--------------|
| 関係会社長期貸付金 | 1,855,571千円 |
| 長期貸付金 | 25,000千円 |
| 長期未収入金 | 85,452千円 |
| 貸倒引当金(固定) | △1,885,501千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 業務提携先に対する融資の評価 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

| | |
|------------|-----------|
| 関係会社株式 | 121,027千円 |
| 関係会社株式評価損 | 4,999千円 |
| 投資損失引当金 | △56,679千円 |
| 投資損失引当金繰入額 | 56,679千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式等であり、原価法を採用しております。市場価格のない株式等は、実質価額が取得原価の50%以上下落した場合、投資先の事業計画等が業績回復を見込んだ実行可能なものであるかを評価・検討し、減損処理の要否を検討しております。また、実質価額が取得原価の50%以上下落していない場合であっても、関係会社等への投資に係る損失に備えるため、その財政状態を勘案し、投資損失引当金を必要に応じて計上しています。

この会計方針に基づき、当事業年度に関係会社株式評価損4,999千円、及び投資損失引当金繰入額56,679千円を計上しております。

しかしながら、今後の投資先の財政状態の変化により、追加の損失処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

| | |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 16,893千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 41,045千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

| | |
|----------------|----------|
| 営業取引（収入分） | 36,000千円 |
| 営業取引（支出分） | 97,757千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 431千円 |
| 営業取引以外の取引（支出分） | 258千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

| | |
|------|---------|
| 普通株式 | 38,599株 |
|------|---------|

(注) 当社は2024年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を基準として記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な要因は、繰越欠損金、貸倒引当金、関係会社評価損、投資損失引当金等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債については、発生しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-----------------------------|-------------------|-----------------------|------------|----------|---------------------|----------|
| 子会社 | ㈱ビットワン | (所有)直接100.0 | 役員の兼任、資金の援助等 | 資金の貸付 | 3,000 | 短期貸付金(注)1,2 | 3,000 |
| | | | | | | 関係会社長期貸付金(注)1,2 | 300,000 |
| | | | | 経費等の支払 | - | 未払金 | 32,424 |
| 子会社 | ㈱クロスワン | (所有)直接100.0 | 役員の兼任、資金の援助等 | 資金の回収 | 62,000 | 関係会社長期貸付金(注)1,2 | 551,000 |
| | | | | 利息の受取 | 431 | | |
| 子会社 | ㈱プロケアラボ | (所有)直接100.0 | 役員の兼任、経営指導料の受領、資金の借入等 | 経営指導料 | 36,000 | 売掛金 | 4,400 |
| | | | | 資金の返済 | 39,600 | 1年以内返済予定長期借入金(注)1,2 | 7,600 |
| | | | | 利息の支払 | 258 | | |
| 子会社 | FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. | (所有)直接100.0 | 資金の援助等 | 資金の貸付 | 4,759 | 短期貸付金(注)1,2 | 1,572 |
| | | | | 資金の回収 | 1,603 | 関係会社長期貸付金(注)1,2 | 109,187 |
| | | | | 経費等の立替 | 119 | 立替金 | 83 |
| | | | | 立替金の回収 | 35 | 関係会社長期未収入金(注)1,2 | 49,747 |
| 子会社 | Quantum Automotive Limited | (所有)間接100.0 | 資金の援助等 | 資金の貸付 | 14,520 | 関係会社長期貸付金(注)1,2 | 89,700 |
| | | | | 資金の回収 | 7,040 | | |
| | | | | 経費等の立替 | - | 関係会社長期未収入金(注)2 | 28,221 |
| | | | | 業務委託手数料の支払 | 97,757 | - | - |
| 子会社 | Quantum FOMM Limited | (所有)間接66.7 | 資金の援助等 | 資金の貸付 | - | 関係会社長期貸付金(注)1,2 | 805,683 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.貸付・借入に関しては、市場金利を勘案した利率をもとに双方協議の上、決定しております。

(注)2.回収可能性を勘案して、貸倒引当金を設定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △3円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 23円50銭 |

(注)当社は、2024年3月1日付で普通株式1株を3株に株式分割しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月24日

クオンタムソリューションズ株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊

業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クオンタムソリューションズ株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。これらの影響により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月25日

クオンタムソリューションズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 三 牧 博 至 ㊞

監査等委員 荒 井 裕 樹 ㊞

監査等委員 日 笠 真木哉 ㊞

(注) 監査等委員荒井裕樹、日笠真木哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 目的の変更

(1) 変更の理由

当社の事業領域や事業内容の拡張に即した目的事項に対応するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1章 総 則 （目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットに関連するコンサルティング事業 2. 社外特別企画事業の運営受託業務 3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業 4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業 5. インターネットプロバイダ事業 6. 人材派遣事業 7. インターネット関連教育事業 8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業 9. インターネット関連コンピューター機器、端末機器仕入販売事業 10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連するコンサルティング事業 12. インターネットを利用した電子商取引事業 | 第1章 総 則 （目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットに関連するコンサルティング事業 2. 社外特別企画事業の運営受託業務 3. コンピューターのソフトウェア企画開発及び受託事業 4. コンピューターのハードウェア企画開発及び受託事業 5. インターネットプロバイダ事業 6. 人材派遣事業 7. インターネット関連教育事業 8. インターネット関連書籍・マニュアル開発事業 9. インターネット関連コンピューター機器、端末機器仕入販売事業 10. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 11. 情報通信システムの企画、設計ならびに管理運営に関連するコンサルティング事業 12. インターネットを利用した電子商取引事業 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 13. 広告に関する企画、制作及び広告代理店業 14. 企業経営に関する指導及びコンサルティング 15. 仮想通貨取引所運営に関するシステムの開発、研究、販売、保守及びコンサルティング 16. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング 17. 傘下子会社およびグループの経営管理及びこれに附帯する業務 18. 前各号に附帯する一切の業務 | 13. 広告に関する企画、制作及び広告代理店業 14. 企業経営に関する指導及びコンサルティング 15. 仮想通貨取引所運営に関するシステムの開発、研究、販売、保守及びコンサルティング 16. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング 17. インターネットを利用したゲームの企画、開発、製作、配信、運営、提供 18. AI（人工知能）に関する企画、開発、販売及び関連するコンサルティング事業 19. 半導体の販売及び関連するコンサルティング事業 20. 投資事業 21. 傘下子会社およびグループの経営管理及びこれに附帯する業務 22. 前各号に附帯する一切の業務 |

2. 発行可能株式の変更

(1) 変更の理由

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を174,438,372株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>162,445,500株</u> とする。 | 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>174,438,372株</u> とする。 |

3. 役付取締役の削除

(1) 変更の理由

当社を取り巻く環境の変化に対応し、機動的で迅速な経営体制を構築することが可能となるよう、現行定款第22条の役付取締役の選定に関する規定を削除し、これに伴い、現行定款第13条及び第20条に定める招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> | <p>第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 (削除)</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|-------------------------------------|---|------------|
| 1 | かわむら たけお 河村 建夫 (1942年11月10日生) | 1976年8月 山口県議会議員 1990年2月 衆議院議員 1995年10月 自民党政調副会長 1996年1月 法務政務次官 2001年1月 文部科学副大臣 2008年9月 内閣官房長官・拉致問題担当大臣 2017年11月 衆議院予算委員長 2018年10月 自民党地方創生実行統合本部長 2022年11月 当社コンサルタント 2023年10月 当社コンサルタント業務満了 | 0株 |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 河村 建夫氏は、県議会議員、衆議院議員、内閣官房長官を務め、また、衆議院予算委員長、自民党地方創生実行本部長などの要職を歴任しており、その豊富な経験から、当社の経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役候補といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|--|---|------------|
| 2 | ふらんしす びん ろん じょー Francis Bing Rong Zhou (1985年2月11日生) | 2018年1月 Silk Road Energy President 2018年8月 Madison Holdings CEO/Executive Director 2019年11月 Risecomm Executive Director 2021年2月 中東投資コンサルタント 2024年3月 当社副社長(現任) | 0株 |
| <p>(取締役候補者とした理由) Francis Bing Rong Zhou氏は、海外の投資事業についての経験・見識が豊富で、これまで培ってきた知見は、当社の今後の事業に適切な指導やマネジメントに有用であると判断し、取締役候補といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---------------------------------|--|------------|
| 3 | たばた はじめ 田畑 端 (1971年5月5日生) | 1994年4月 テクモ株式会社 入社 2004年1月 株式会社スクウェア・エニックス 入社 2018年3月 株式会社 Luminous Productions COO 兼 スタジオヘッド 2019年11月 JP GAMES 株式会社設立 代表取締役(現任) 2022年7月 経団連 Web3 タスクフォース委員、 2022年11月 デジタル庁 Web3.0 研究会 外部有識者 2023年12月 当社アドバイザー 2024年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) JP GAMES 株式会社 代表取締役 | 0株 |
| <p>(取締役候補者とした理由) 田畑端氏は、2023年12月より当社アドバイザーを務め、2024年5月に当社取締役に就任し、ゲーム業界での豊富な経験と見識を有していることから、当社グループの企業価値向上と活性化に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当社 の 株 式 数 |
|---|---|--|-------------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">とん ちよん ふあい TUNG CHUN FAI (1981年8月10日生)</p> | <p>2005年6月 CAF Securities 入社 2008年4月 DBS Bank 入社 2010年6月 Piper Jaffray 入社 2014年5月 Credit Venture Partners入社 2020年4月 BIT ONE HONG KONG LIMITED (現 Quantum Automotive Limited) Director(現任) 2020年5月 FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. Director(現任) 2021年5月 当社取締役(現任) 2021年8月 Quantum FOMM Limited Director(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Quantum Automotive Limited Director FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. Director Quantum FOMM Limited Director コンパスクラウドAIジャパン(株) 代表取締役 GPT Pals Studio Limited Director</p> | 0株 |
| <p>(取締役候補者とした理由) TUNG CHUN FAI氏は、2020年より当社子会社のDirectorを務めております。経営者としての豊富な知見を有しており、当社グループの企業価値向上と活性化に努めてまいりましたことから、今後も職務を適正に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|--|---|------------|
| 5 | <p style="text-align: center;">ふくだ ゆうじ 福田 祐士 (1957年1月21日生)</p> | <p>1979年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2009年4月 同社 常務執行役員 2012年6月 同社 代表取締役常務執行役員 2015年4月 同社 代表取締役専務執行役員 2019年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 2022年4月 同社 理事 2022年6月 タキロンシーアイ株式会社 代表取締役 2023年4月 同社 代表取締役社長（現任） 2024年3月 当社取締役（現任）</p> | 0株 |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 福田祐士氏は、伊藤忠商事株式会社にて、事業の推進、成長について豊富な知見を有しており、2024年3月に当社取締役に就任し、当社の今後の事業に関し、取締役会の意思決定に適切な指針を与えてくれると考え、社外取締役候補者としました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|--|---|------------|
| 6 | リンダ ペン Linda Peng (1978年12月27日生) | 2005年2月 湘財証券国際業務部 アソシエイト 2006年3月 正大グループ 戦略開発部 ディレクター 2008年12月 智言整合マーケティング 常務取締役 2008年5月 三越伊勢丹中国投資有限公司 コマーシャル・アドバイザー 2016年2月 上海橙娛文化伝媒(グループ)有限公司 起業 2017年4月 上海楽越黄金有限公司 起業 2021年3月 伊藤忠商事、アドウェイズと共同で、上海橙米子星数字伝媒科技有限公司(OrangeStar中国)設立 2022年6月 OrangeStar株式会社設立 2024年2月 当社入社 副社長(現任) | 0株 |
| (取締役候補者とした理由) Linda Peng氏は、海外のグローバルな市場のマーケティング業務の経験を有し、その知見を、当社グループの今後の展開において、企業価値向上とさらなる成長に活かすことができると判断し、取締役候補者となりました。 | | | |

- (注)1. 河村 建夫氏、福田 祐士氏は社外取締役候補者であります。
 2. 福田 祐二氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2か月になります。
 3. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。

【取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）に関する特記事項】

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）を被保険者とする役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&0保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険会社により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&0保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&0保険の被保険者となる予定であります。D&0保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である荒井裕樹氏は、任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|---|------------|
| あらい ゆうき 荒井 裕樹 (1976年8月23日生) | 1999年4月 最高裁判所司法研修所 | 0株 |
| | 2000年10月 東京永和法律事務所（第一東弁護士会登録） | |
| | 2008年7月 ブックフィールドキャピタル法律事務所 （現 Wealth Management 法律事務所） 代表弁護士（現任） | |
| | 2009年10月 ブックフィールドキャピタル株式会社代表取締役 | |
| | 2017年10月 Wealth Management 株式会社代表取締役（現任） | |
| | 2020年5月 当社取締役（監査等委員） （現任） | |
| | （重要な兼職の状況） Wealth Management 法律事務所 代表弁護士 Wealth Management 株式会社 代表取締役 | |

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

荒井裕樹氏は、弁護士の資格を有し、現在はWealth Management法律事務所の代表弁護士及びWealth Management株式会社の代表取締役を務められており、弁護士としての豊富な経験と見識を持ち、更に資産管理・保全に関する豊富な経験と知見も兼ね備えております。そのようなことから、当社の経営に対し、適切な指導及び、監督をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。同氏は、2020年5月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本定時株主總會終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 荒井 裕樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、荒井 裕樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、荒井 裕樹氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社と荒井 裕樹氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を責任限度額とする契約を締結する予定であります。

【監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】

監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険会社により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年5月25日開催の第17回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額100百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内と定めること、ならびに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとしてご決議いただき今日に至っております。

今般、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額200百万円以内と定めることと改めさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（社外取締役は2名）となります。

当社は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4)取締役の報酬等 ①報酬等の内容の決定に関する方針」に記載の取締役の報酬等に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年5月25日開催の第17回定時株主総会において監査等委員である取締役の報酬額を年額10百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額10百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただくこととしてご決議いただき今日に至っております。

今般、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額20百万円以内と定めることと改めさせていただきたいと存じます。

現在の監査等委員は3名(うち社外取締役は2名)ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は3名(社外取締役は2名)となります。

当社は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4)取締役の報酬等 ①報酬等の内容の決定に関する方針」に記載の取締役の報酬等に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

第25回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 6階 霧島の間
(私学会館)
電話 (03) 3261-9921 (代表)



【最寄駅】・J R：総武線「市ヶ谷駅」 徒歩2分

- ・地下鉄：東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」
1 またはA1出口 徒歩2分
- ・地下鉄：都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」
A1 またはA4出口 徒歩2分